

令和8年3月24日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩 様

袖ヶ浦市行政改革推進委員会
会長 安枝 玲



袖ヶ浦市行政改革プラン《第8次行政改革大綱及びアクションプラン》について（答申）

令和8年3月9日付け袖行第1401号により諮問のありましたこのことについて、袖ヶ浦市行政改革推進委員会設置条例第2条の規定に基づき慎重に審議した結果、適切なものと認め、ここにその旨を答申します。

なお、審議の過程において、各委員から出された意見や今後の改革の推進にあたって考慮すべき事項などを下記のとおり示しますので、これらについて十分配慮するとともに、着実に行政改革に取り組まれるよう要望します。

記

1 行政運営の基盤について

(1) 行政改革の推進にあたっては、行政運営の基盤となるヒト・モノ・カネの最適化を図るとともに、「情報」についても適切な管理及び活用に取り組むこと。

また、各種取組の実施を通じて行政運営の質の向上を図り、市民サービスの向上につなげること。

(2) 行政改革の取組が市民にとってわかりやすいものとなるよう、可能な限り数値目標を設定するなどの工夫を行い、成果や進捗が客観的に把握できるよう努めること。

2 DXの活用・推進について

(1) DXの活用は市民サービスの向上や業務の効率化を図るうえで重要であることから、行政改革の各種取組においてDXの視点を取り入れながら推進すること。

(2) 行政改革におけるDXの推進にあたっては、市として取り組むべき内容や組織内における役割を整理するとともに、各部署の取組においてもDXの視点を取り入れながら計画的に進めること。

また、国や県、他自治体との連携についても検討し、効果的な推進に努めること。

DXの推進に伴いデジタル技術を活用する際には、費用対効果等を十分に検証し、効果的かつ効率的な活用に努めること。